

授業目的公衆送信補償金規程新旧対照条文

変更後	変更前
<p>(定義) 第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)「特別支援学校」とは、学校教育法第1条に規定されている特別支援学校をいい、「特別支援学級」とは、同法第81条第2項に規定されている特別支援学級をいう。また、<u>その他の教育機関の種であっても、専ら特別支援学校又は学級の対象となる履修者等に対する教育を行う学校又は学級があれば、これを含む。</u></p> <p>(8)～(16) (略)</p> <p>(17)「公開講座」とは、学校教育法第107条に規定されている大学における公開講座をいう。また、<u>その他の教育機関の種であっても、教育機関で通常の授業とは別に行う公開講座と同様の授業があれば、これを含む。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(18)「履修証明プログラム」とは、学校教育法第105条(123条、133条及び学校教育法施行規則第179条において準用)に規定されている特別の課程をいう。</p> <p>(19)「科目等履修生」とは、大学設置基準第31条に規定されている、当該大学の学生以外の者で、1又は複数の授業科目を履修する者をいう。</p> <p>(20)「補償金算定対象履修者」とは、履修証明プログラムの履修者又は科目等履修生のうち、補償金を支払う年度中に授業目的公衆送信を受けることが予定されている者をいう。ただし、補償金算定対象者としている者は除く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(授業目的公衆送信の回数に関わらず支払う補償金の額) 第3条 (略)</p> <p>(2) 設置者が複数の教育機関を設置しているときは、<u>原則として、教育機関ごとに補償金の額を算出したのちに、それらを合算するものとする。</u></p> <p>(3) 本制度をはじめて利用する教育機関において、利用開始年度の途中から授業目的公衆送信を開始する場合の補償金額は、上記表の補償金額(年額)を12で除した額に、授業目的公衆送信を開始した日が属する月を含む当該年度の残余の月数を乗じた額に当該教育機関における補償金算定対象者の総数を乗じて得た額とする。</p> <p>(4) 補償金算定対象者又は補償金算定対象履修者について、教育機関設置者が定める所定の在学期間が、補償金を支払う年度において夏期、冬期、春期の通常の休業期間を含め、その開始から終了まで1年間に満たない場合の補償金額は、本条第1項の表の額を12で除した額に在学期間となる月数を乗じて得た額とすることができる。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>2 教育機関が行う公開講座、または、<u>社会教育施設若しくは教育センター等が開く講座(以下「講座」という。)</u>において授業目的公衆送信を行う教育機関の設置者が支払う補償金の額は、<u>授業目的公衆送信する著作物等の種類や授業目的公衆送信の回数にかかわらず、300円に、当該教育機関が行う講座の授業総数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) 前号の授業総数は、当年度分について、<u>原則として5月1日時点での4月1日から9月30日まで(前期)分と、11月1日時点での10月1日から翌年の3月31日まで(後期)分とに分けて、それぞれ算出するものとする。</u></p> <p>(2) 前項の期間ごとに、当該教育機関で公開講座として行われる授業について、1受講日における講座</p>	<p>(定義) 第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)「特別支援学校」とは、学校教育法第1条に規定されている特別支援学校をいい、「特別支援学級」とは、同法第81条第2項に規定されている特別支援学級をいう。</p> <p>(8)～(16) (略)</p> <p>(17)「公開講座」とは、学校教育法第107条に規定されている大学における公開講座をいう。</p> <p>(18)「免許状更新講習」とは、教育職員免許法第9条の3に規定されている大学その他文部科学省令で定める者が、文部科学大臣の認定を受けて行う教員免許状更新に関する講習をいう。</p> <p>(19)「履修証明プログラム」とは、学校教育法第105条(123条、133条及び学校教育法施行規則第179条において準用)に規定されている特別の課程をいう。</p> <p>(20)「科目等履修生」とは、大学設置基準第31条に規定されている、当該大学の学生以外の者で、1又は複数の授業科目を履修する者をいう。</p> <p>(21)「補償金算定対象履修者等」とは、履修証明プログラムの履修者又は科目等履修生のうち、補償金を支払う年度中に授業目的公衆送信を受けることが予定されている者をいう。ただし、補償金算定対象者としている者は除く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(授業目的公衆送信の回数に関わらず支払う補償金の額) 第3条 (略)</p> <p>(2) ある設置者が複数の教育機関を設置しているときは、教育機関ごとに補償金の額を算出したのちに、それらを合算するものとする。</p> <p>(3) 年度の途中から授業目的公衆送信を開始する場合の補償金額は、上記表の補償金額(年額)を12で除した額に、授業目的公衆送信を開始した日が属する月を含む当該年度の残余の月数を乗じた額に当該教育機関における補償金算定対象者の総数を乗じて得た額とする。</p> <p>(4) 補償金算定対象者又は補償金算定対象履修者等について、教育機関設置者が定める所定の在学期間が、補償金を支払う年度において夏期、冬期、春期の通常の休業期間を含め、その開始から終了まで1年間に満たない場合の補償金額は、本条第1項の表の額を12で除した額に在学期間となる月数を乗じて得た額とすることができる。また、在学期間が1カ月に満たない場合の補償金額は、本条第2項の定めに従い算出した補償金額とすることができる。</p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>2 教育機関が行う公開講座又は免許状更新講習や、社会教育施設及び教育センターが行う授業において授業目的公衆送信を行う場合、本条第1項の規定に基づく補償金の支払いとは別に、授業目的公衆送信する著作物等の種類や授業目的公衆送信の回数にかかわらず、300円に、4月1日から9月30日まで(前期)、及び10月1日から翌年の3月31日まで(後期)に分けた期毎の授業数を乗じて得た額を支払うものとする。</p> <p>(1) 授業数とは、前期、後期それぞれの期間中に授業目的公衆送信を行う講座又は講習の総定員数(期毎に行う講座又は講習単位に、1回あたりの定員の数に開催回数を乗じて延べ定員数を算出し、その結果を合計した数)を30で除した数(余りがある場合は1授業として加算する)をいう。</p>

<p>名、講師、受講者及び授業の内容のいずれも同じであるものを1授業として区分したうえで（いずれか1つでも異なる場合は別授業として計上）、全ての授業における定員数を累計し30で除した数（余りがある場合は1として加算する）を授業総数とする。</p> <p>(3) 期間のみが定められ、かつ受講回数の定めがない、いわゆるオンデマンド講座等の講座の補償金額は、本項にかかわらず、本条第1項の表の「種」の大学の額により、同表及び同項(4)を適用して算出する。ただし、授業を受ける者を同項表に定める大学以外のいずれかの「種」に限る場合は、該当する「種」の額によることができる。</p> <p>(前条によらない場合の補償金の額)</p> <p>第4条 前条にかかわらず、教育機関で著作物等の授業目的公衆送信を行う都度、当該教育機関の設置者が補償金を支払う場合は、授業目的公衆送信を行った（イ）著作物、（ロ）実演による音声及び映像、（ハ）レコードに固定された音声、（ニ）放送による音声及び映像、及び（ホ）有線放送による音声並びに映像ごとに10円とし、これらを合算した額に、当該授業目的公衆送信を受信した履修者等の総数を乗じて得た額を当該著作物等の補償金の額とする。</p> <p>2 授業の動画の中に複数の著作物等を利用する場合で、本条の適用を受けようとするときの補償金額（個別）は、当該動画内で利用するすべての著作物等毎に前項により額を算出したものを合算した額とする。</p> <p>3 本条の適用を受けようとする設置者は、4月1日から9月30日まで（前期）、及び10月1日から翌年の3月31日まで（後期）の期ごとに、当該教育機関における授業目的公衆送信の件数について取りまとめ、送信ごとに利用する著作物等の情報、履修者等の総数等、本条による補償金の適正な請求・分配に資する情報を、本協会が指定する書式及び方式により本協会が定める期限までに提出しなければならない。</p> <p>附則</p> <p>1 本規程は、2026年4月1日から実施する。なお、2026年3月31日以前の著作物等の授業目的公衆送信については、従前の規程による。</p> <p>2 本協会は、本規程の実施の日から3年を経過するごとに、実施後の状況を勘案し、本規程について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(2) 期毎の授業数は、当年度の5月1日（前期）及び11月1日（後期）の数を基に算出するものとする。</p> <p>(3) 本項の授業のうち、期間のみが定められ、回数のない場合の補償金額は、本項にかかわらず、本条第1項の規定を適用して算出する。</p> <p>(前条によらない場合の補償金の額)</p> <p>第4条 前条にかかわらず、教育機関で授業目的公衆送信を行う都度、当該教育機関の設置者が補償金を支払う場合は、授業目的公衆送信を行った（イ）著作物、（ロ）実演による音声及び映像、（ハ）レコードに固定された音声、（ニ）放送による音声及び映像、及び（ホ）有線放送による音声並びに映像ごとに10円とし、これらを合算した額に、当該授業目的公衆送信を受信した履修者等の総数を乗じて得た額（個別）とする。本条の適用を受けようとする設置者は、4月1日から9月30日まで（前期）、及び10月1日から翌年の3月31日まで（後期）の期毎に、当該教育機関における授業目的公衆送信の件数について取りまとめ、送信毎に利用する著作物等の情報、履修者等の総数等、本条による補償金の適正な請求・分配に資する情報を、本協会が指定する書式及び方式により本協会が定める期限までに提出しなければならない。</p> <p>2 授業の動画の中に複数の著作物等を利用する場合で、本条の適用を受けようとするときの補償金額（個別）は、当該動画内で利用するすべての著作物等毎に前項により額を算出したものを合算した額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>附則</p> <p>1 本規程は、2021年4月1日から実施する。</p> <p>2 本協会は、本規程の実施の日から3年を経過する毎に、実施後の状況を勘案し、本規程について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>
---	--